

44 課税事業者の選択

Q 免税事業者でも、選択して課税事業者になれるそうですが、どのようにすればよいのですか。また、課税事業者を選択することには、どのような意味があるのですか。

A 課税事業者を選択する旨の届出をすることにより課税事業者となることができます。例えば、農業機械の購入等多額の設備投資が予定されている場合、仕入れに係る消費税額が大きく、消費税の還付を受けられると見込まれるときは、免税事業者でも課税事業者を選択することにより還付が受けられるようになります。

解説

1 課税事業者を選択する意味

免税事業者は、課税資産の譲渡等を行っても消費税は課税されません。そのかわり、課税仕入れに係る消費税額の控除もできません。

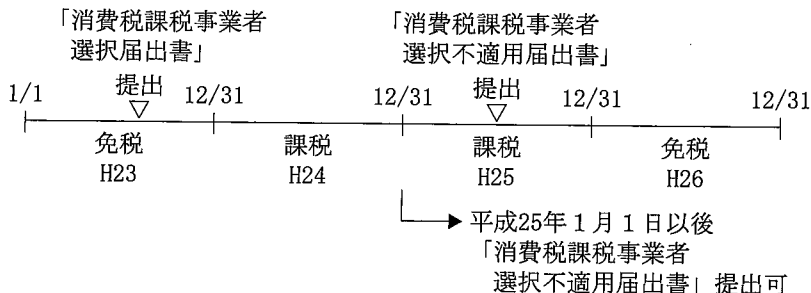
そこで、通常課税売上げに係る消費税額より課税仕入れに係る消費税額の方が大きくなるような免税事業者や、新規就農者または農業機械の購入や倉庫の建設等多額の設備投資で通常より課税仕入れに係る消費税額が大きくなるような免税事業者は、課税事業者を選択することにより消費税の還付が受けられるようになります。

2 課税事業者を選択しようとするとき

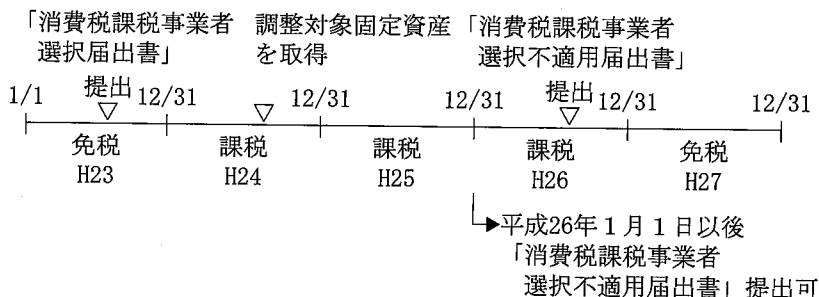
免税事業者が課税事業者を選択しようとするときは、原則としてそ

〈基準期間の課税売上高が1,000万円未満の個人事業者または12月末決算法人の場合〉

〔原則〕



〔調整対象固定資産を取得した場合〕



4 届出に関する特例

課税事業者を選択しようとする事業者、または課税事業者の選択をやめようとする事業者が、天災、火災、人的災害等のやむを得ない事情により、その提出期限までに届出書を提出できなかった場合において、所轄税務署長の承認を受けたときは、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日に届出書を提出したものとみなされます。

参考法令

消費税法9条・12条の2、消費税法施行令20条・20条の2、消費税法基本通達1-4-6・1-4-11・1-4-14・1-4-16

124 相続税の納税猶予—営農困難時貸付けによる猶予継続—


Q 私の父は祖父から調整区域内の農地を相続し、相続税の納税猶予の適用を受けていますが、要介護が「5」と認定され、農業を続けることが難しくなってきました。貸付制度が新設されたそうですが、私の父は適用を受けることができますか。

A 納税猶予制度の適用期間中、要介護認定を受けまたは障害等が生ずるなどの理由により耕作ができないため、やむを得ず農地を貸し付けた場合でも一定の要件を満たせば納税猶予が継続されます。

解 説

農地の納税猶予制度は適用期間が長期にわたるため、その適用期間中に障害等が発生するなどの一定の理由により納税猶予の適用を受けている農地等を農業の用に供することが困難な状態となり、耕作が継続できなくなることも想定されます。身体障害などのように本人の意思によらないような場合にまで利子税を含めた納税を求めることは酷であり、農地の有効利用にもつながらないことから、営農が困難となった農業相続人の特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利または賃借権の設定に基づき一定の貸付け（「営農困難時貸付け」といいます。）を行ったときは、営農困難時貸付けを行った日から2月以内に一定の届出書を税務署長に提出した場合に限り、その特例農地等については、納税猶予の期限の確定事由である貸付けはなか

ったもの、農業経営は廃止していないものとみなして納税猶予が継続されます。

(注) 市街化区域外の特例農地等(Q122の図「市街化区域外」の部分)については、平成21年度税制改正により終身営農が猶予継続の条件となりました。

この規定の適用を受けることができる「農業の用に供することが困難な一定の状態」とは、申告期限後において農業相続人に次の事由が生じた状態をいいます。

- ① 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けたこと
- ② 身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の要介護認定(要介護5)を受けたこと

なお、営農困難時貸付けは、農業経営基盤強化促進法の規定による貸付け(Q123の特定貸付け)ができない場合に限り適用を受けることが可能となるため、納税猶予の適用を受けている農地等が特定貸付けに係る事業が行われている地域に該当していないことを確認する必要があります。

営農困難時貸付けの規定は、平成21年度税制改正前の相続税の納税猶予適用者においても適用を受けることは可能ですが、一度改正後の規定の適用を選択してしまうと、改正前の規定の適用が受けられなくなることに注意する必要があります。

参考法令

租税特別措置法70条の6第27項・70条の4第21項・平成21年法律13号改正附則66条7項・8項、租税特別措置法施行令40条の7第49項・40条の6第45項、租税特別措置法施行規則23条の8第25項・23条の7第30項

139 一般企業の賃借や連携による農業参入

Q

農地法の改正で一般法人も農業に参入しやすくなったと聞きました。概要を教えてください。

A

従来、リース特区のみに認められていた一般企業への農地の貸出しを一般農地にも認めることとなりました。また、連携による場合には、事業計画が農商工連携事業と認定されれば優遇措置が受けられます。

解説

1 概要

耕作放棄地の利用を増進するため、構造改革特区制度を活用し、農業生産法人以外の一般企業等が市町村から農地を借り入れて農業参入できるようにする規制緩和措置（いわゆるリース特区）が平成15年に導入され、平成17年に全国展開されました。しかし、これまでは耕作放棄地に限られていたため、平成20年9月時点では320法人に留まっていました。

平成21年の農地法の改正でこれを市街化区域外の農地（一般農地）全般に認めることとされました。

2 一般企業参入のための条件

一般企業が農業に参入するための条件は、次のとおりです。

- ① 農地の賃借の解除条件を定めた契約書を作成していること
- ② 権利を取得しようとする者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

- ③ 権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること

なお、平成21年の改正で、農地の違反転用を防止するため、従来300万円以下だった罰金が1億円以下に引き上げられました。

3 農商工連携事業

農林漁業者や中小企業者が一次、二次、三次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を支援するため、平成20年7月に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）が施行されました。

この制度による事業資金の貸付けや債務保証、機械、装置の取得に対する税制等の支援が行われ、農林漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等の様々な取組が促進されてきました。既に平成21年3月末現在、185件の事業計画が認定されています。この事業計画が認定されると、商品開発や市場調査などの費用の一部も国から助成されます。

4 農商工連携事業の支援措置

農商工連携事業の支援措置は、次のとおりです。

- ① 中小企業信用保険法の特例
- ② 小規模企業等設備導入資金助成法の特例
- ③ 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- ④ 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大、償還期間・据置期間を延長